

# 別海町地域おこし協力隊募集要項

北海道 別海町

## 1 別海町について

別海町は、北海道の東に位置する人口約1万5千人のまちです。

基幹産業は「酪農」と「漁業」。東京23区の約2倍の面積におよそ11万頭の牛が飼育されており、道路沿いに果てしなく広がる放牧風景は、まさにみなさんがイメージする「The北海道」です。

日本一の生乳生産量を誇る「牛乳・乳製品」をはじめ、大きくて甘い「野付のホタテ」、明治時代からの伝統漁法で漁をする「北海シマエビ」、かつて徳川幕府に献上していた「西別鮭」などブランド価値の高い食材の宝庫であるほか、北海道遺産の「野付半島」からは絶景が望める自然豊かな地域です。

位置図

アクセス

**東京から**

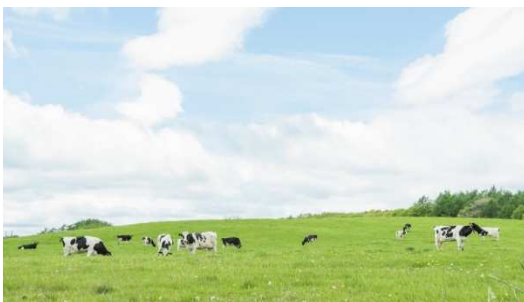
- ① 羽田空港（飛行機約100分）→根室中標津空港（バス約35分）→別海町役場
- ② 羽田空港（飛行機約95分）→釧路空港（バス約45分）→釧路駅（JR約100分）→厚床駅（バス約30分）→別海町役場

**札幌から**

- ① 新千歳空港（飛行機約50分）→根室中標津空港（バス約35分）→別海町役場
- ② 札幌駅（JR約230分）→釧路駅（JR約100分）→厚床駅（バス約30分）→別海町役場

町民やご自身のアイデアを形にし、まちづくりに前向きに取り組む「別海町地域おこし協力隊」を募集します。

現在活躍中の隊員と連携しながら、まちの魅力をより多くの人に発信し、特産品や大自然を活かしたまちづくりを一緒にしませんか。



## 2 募集人数

- 地域おこし協力隊員（農業支援活動員、観光協会事務局員） 各1名

## 3 活動内容

### ■ 農業支援活動員

「生乳生産量日本一」のまちで、酪農に関する知識と技術を学びながら、一緒に酪農家を志す仲間を募集する活動をします。

- ① 酪農研修・支援及び管理業務
  - ・ 別海町酪農研修牧場、町内酪農家における酪農研修・支援
  - ・ 別海町酪農研修牧場運営に係る管理業務
- ② 新規就農者募集業務
  - ・ 農業関係イベント（新・農業人フェア等）出展
  - ・ 農業関連学校等への酪農プロモーション活動
  - ・ 酪農体験受入、旅費助成に係る業務
- ③ 新規就農者交流イベントの企画・運営業務
  - ・ 研修生等新規就農を目指す者と農業者等の交流イベントの開催
- ④ 町内イベント運営業務 等

※ 「別海町酪農研修牧場」HP <http://betsukai-kenboku.jp>

### ■ 観光協会事務局員

「べつかい氷平線」をはじめとしたツアープロモーション活動など、別海町の魅力ある観光メニューを企画、発信する別海町観光協会の事務局員として活動します。

- ① 観光情報の収集及び発信
- ② インバウンド観光の推進
- ③ 近隣地域との広域連携による観光推進
- ④ その他観光協会の目的達成に必要な業務

※ 「別海町観光協会」HP <http://betsukai-kankou.jp>

## 4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次の要件のどちらかに該当する方

ア 全部条件不利地域（※1）及び一部条件不利地域（※2）のうち条件不利区域（※3）以外に住所を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以上の方

※1 「全部条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村（以下、「条件不利地域」という。）のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、下記⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村。

① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

過疎地域に該当する市町村

過疎地域とみなされる市町村

その区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

② 山村振興法（昭和40年法律第64号）

指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）

指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）

指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦ 沖縄振興特別対策措置法（平成14年法律第14号）

沖縄の市町村

※2 「一部条件不利地域」とは、「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村。

※3 「条件不利区域」とは、「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域。

・ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、かつ、地域おこし活動に意欲と情熱を持っている方
- (4) 任用後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を移動させることができる方
- (5) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (6) 普通自動車免許を有している方
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

## 5 勤務条件

### ■ 身分

別海町会計年度任用職員（第2号）として任用します。

### ■ 任用期間

任用日から令和3年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※ 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※ 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

### ■ 報酬

月額 250,000円

※ 時間外勤務手当は別途支給します。

### ■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

### ■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休息时间とします。

ただし、農業支援活動員においては、酪農研修・支援業務に係る活動時間を午前4時00分から午後5時30分までの間の実働8時間以内とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

## ■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。報酬から本人負担分が差し引かれます。
- ② 活動用の車両及びパソコン（モバイル通信機器を含む）を貸与します。
- ③ 住居は、農業支援活動員は別海町酪農研修牧場敷地内のアパートになります。観光協会事務局員は、民間アパートを斡旋します。  
(住宅料、光熱水費は自己負担となります。)
- ④ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑤ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑥ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。

## 6 応募方法

■ 下記の書類を次の提出先まで郵送（電子メール可）又は持参してください。

- ① 「別海町地域おこし協力隊応募用紙」（本要項8ページ）
- ② 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとしします。）
- ③ 「職務経歴書」（任意書式）
- ④ 「住民票」の写し（発行から3カ月以内のもの）

※ 応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。取得した個人情報は、「別海町個人情報保護条例」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。

## ■ 募集期間

随時

※ 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとします。

## ■ 提出先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

◎農業支援活動員

別海町役場産業振興部農政課 あて  
(メールアドレス) nousei@betsukai.jp

◎観光協会事務局員

別海町役場産業振興部商工観光課 あて  
(メールアドレス) syoukou@betsukai.jp

## 7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

第1次選考結果は、随時応募者に書面で通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、随時個人面接を行います。

第2次選考の日時、会場等の詳細については、第1次選考の結果通知時にお知らせします。

第2次選考を受けるために必要な交通費等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、書面で通知します。

## 8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

◎農業支援活動員については

別海町役場産業振興部農政課 担当 武田（たけだ）

TEL 0153-75-2111（内線1416）

E-mail nousei@betsukai.jp

◎観光協会事務局員については

別海町役場産業振興部商工観光課 担当 大槻（おおつき）

TEL 0153-75-2111（内線1621）

E-mail syoukou@betsukai.jp



# 別海町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

別海町地域おこし協力隊募集要項を確認・承諾の上、次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男 ・ 女
住 所 連 絡 先	住 所	〒	
	電 話	自宅・携帯 ( )	—
		FAX ( )	—
	Eメール		
希望する活動	<input type="checkbox"/> 農業支援活動員 <input type="checkbox"/> 観光協会事務局員		
着任可能日	令和 年 月 日		
応募動機 ・ 着任して取り 組みたいこと			
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特筆すべき事項があればご記入ください。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
募集を知った きっかけ (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 別海町公式ホームページ <input type="checkbox"/> 別海町酪農研修牧場 SNS <input type="checkbox"/> 別海町地域おこし協力隊フェイスブック <input type="checkbox"/> J o i n <input type="checkbox"/> D o d a <input type="checkbox"/> エン転 <input type="checkbox"/> 知人からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ( )		